

1 雇用失業情勢

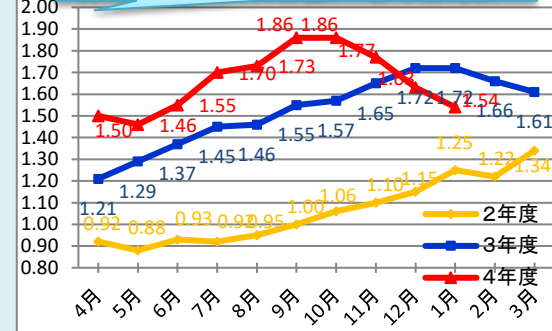
令和5年1月内容説明資料

雇用失業情勢等の概要

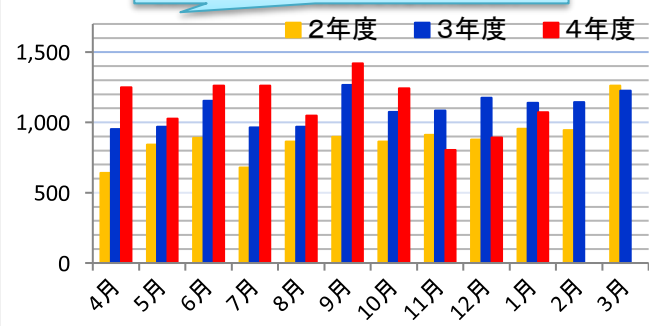
1月内容の公表日は3月3日

ハローワーク 巻

(P) 有効求人倍率(実数値)の各年度比較



新規求人の月別前年比較(全数)



全数の状況

1月の有効求人倍率は 1.54倍
※ 前年同月比 0.18P↓

- 有効求人は前年同月比16.2%減少。2か月連続の減少。
- 新規求人産業別では、卸・小売業を除く業種で減少。
- 有効求職は前年同月比6.3%減少。7か月連続の減少。

- 雇用保険適用事業数は12月末からの2件増加。
卸・小売業、サービス業で増加。
被保険者数は208人減少。
卸・小売業、その他業種を除き減少。

※令和5年1月、新潟県及び全国の有効求人倍率の季節調整値の改定があり
求人倍率が遡って変更されている月がありますのでご注意ください。
*令和4年1、11、12月、令和3年11、12月の求人倍率も
改訂されています。

▽ 令和5年1月末現在 雇用保険適用状況(産業別)

	建設業	製造業	うち				運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊・飲食 サービス	医療 福祉	サービ ス業	その他	合計
			食料品	金属製品	はん用機械	電気機器							
事業所	438	959	36	501	147	27	61	482	120	216	447	152	2,875
被保険者	2,723	18,776	1,484	8,338	1,890	1,849	1,558	4,528	600	5,344	5,331	2,379	41,239
構成比	6.6%	45.5%	3.6%	20.2%	4.6%	4.5%	3.8%	11.0%	1.5%	13.0%	12.9%	5.8%	100.0%

↓ サービス業は、「L+N+Q+R」

2 新規高卒者の状況(1月末)

4年12月末と比べて事業所は2件増加。被保険者は208人減少。

1. 令和4年3月高卒予定者の進路・職業紹介状況

①進路状況・職業紹介状況

②管内求人充足状況

	卒業 予定	うち			就職内定者				内定率	未内 定者		計			充足率
		進学希 望者	縁故/自 営/公務 員等	就職 希望	計	管内	管外	県外				管内 から	管外 から	充足率	
4年度	688	590	9	89	85	63	19	3	95.5	4	4年度	151	63	88	26.2
3年度	707	593	5	109	105	84	21	0	96.3	4	3年度	187	84	103	39.0
増減数	▲19	▲3	4	▲20	▲20	▲21	▲2	3	▲0.8	0	増減数	▲36	▲21	▲15	▲12.8

※令和4年度の選考開始日は9月16日。内定者等の数値については、9月内容分より掲載。

2. 令和5年3月高卒者に対する求人受理状況(1月末現在)

	求人事業者数	求人件数	求人数	産業別状況											
				建設業	製造業	うち			情報通信	運輸業郵便業	卸売業小売業	宿泊・飲食サービス	医療福祉	サービス業	その他
						食料品	金属	はん用機械							
4年度	162	228	576	65	378	47	158	50	0	12	47	8	22	27	17
3年度	165	215	480	54	288	36	119	37	0	8	56	14	27	22	11
増減数	▲ 3	13	96	11	90	11	39	13	0	4	▲ 9	▲ 6	▲ 5	5	6

※ 求人事業所数は減少したが、求人件数、特に求人数は大幅に前年同月比で増加した。

※ 業種別では、卸・小売業、宿泊・飲食サービス、医療・福祉で減少している。

3 障害者の雇用状況、求職・就職状況

▽ 障害者の雇用状況

〔令和4年12月23日発表〕

雇用率は県平均を下回ったが、
達成企業割合は県平均を上回っ

	令和4年6月1日現在	全国	新潟県	巻所	前年同期	増減差
1.障害者実雇用率	2.25	2.23	2.17	2.22	▲0.05p	法定雇用率は2.3%(R3.3.1に0.1%引き上げ)
2.雇用率達成企業割合	48.3	57.2	68.8	63.2	5.6p	

障害者の求職・就職状況(1月末現在)

※累計計上	4年度	3年度	増減%
新規求職申込	177	204	▲13.2
就職件数	91	69	31.9

対象企業:141社
達成企業:97社
算定基礎数:17,545.5人
雇用障害者:381.5人

4 お知らせ等

○緊急雇用安定助成金は、令和5年3月31日を持って終了します。
令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は「令和5年5月31日」となります。
雇用調整助成金の制度自体は令和5年4月以降も継続しますがその内容は感染状況や雇用情勢を踏まえ検討される予定となっています。
詳細は決定次第、改めてご案内させていただきます。

有効求人倍率⇒1人の求職者に何人分の求人があるかの指数
「有効求人数」÷「有効求職者数」＝「有効求人倍率」

最近の雇用の動き（令和5年1月）

ハローワーク 巻

① 有効求人倍率

◇ 全数の状況（県・全国との比較）

	巻 所		新潟県		全 国	
	実数値	前年同月比	季調値	前年同月比	季調値	前年同月比
11月	1.77	0.12P ↑	1.60	0.15P ↑	1.35	0.18P ↑
12月	1.63	0.09P ↓	1.63	0.15P ↑	1.36	0.18P ↑
1月	1.54	0.18P ↓	1.61	0.08P ↑	1.35	0.15P ↑

※「季調値」とは、「季節調整値」の略

◇ 雇用形態別状況

	フルタイム常用		常用計		パート全数	
	実数値	前年同月比	実数値	前年同月比	実数値	前年同月比
11月	1.97	0.160P ↑	1.63	0.06P ↑	1.36	0.01P ↑
12月	1.82	0.11P ↓	1.51	0.13P ↓	1.31	0.13P ↓
1月	1.72	0.20P ↓	1.44	0.16P ↓	1.26	0.10P ↓

◇ 新規求人件数の状況

	合計		フルタイム		パートタイム	
	計	前年同月比	計	前年同月比	計	前年同月比
11月	528	▲ 22.5	377	▲ 22.3	151	▲ 23.0
12月	529	▲ 29.3	338	▲ 33.9	191	▲ 19.4
1月	670	▲ 10.4	486	▲ 9.2	184	▲ 13.6

④ 就職の状況

◇ 就職の雇用形態別状況

	全数		フルタイム常用		パート全数	
	計	前年同月比	計	前年同月比	計	前年同月比
11月	160	▲ 20.8	94	▲ 23.0	64	▲ 16.9
12月	154	▲ 1.3	102	12.1	50	▲ 16.7
1月	133	▲ 6.3	77	8.5	55	▲ 15.4

② 求人の状況

◇ 新規求人の雇用形態別状況

	全数		フルタイム常用		パート全数	
	計	前年同月比	計	前年同月比	計	前年同月比
11月	803	▲ 26.0	555	▲ 24.9	239	▲ 29.9
12月	892	▲ 24.1	535	▲ 30.6	349	▲ 9.8
1月	1,073	▲ 5.8	716	▲ 3.1	336	▲ 6.1

3か月連続の減少

◇ 新規求人（全数）の産業別状況

	11月	12月	1月	前年同月	前年同月比
合 計	803	892	1,073	1,139	▲ 5.8
D.建設業	87	76	96	118	▲ 18.6
F.製造業	262	274	326	379	▲ 14.0
I.卸・小売業	82	149	205	127	61.4
M.宿泊・飲食サービス	55	25	33	66	▲ 50.0
P.医療・福祉	143	141	143	187	▲ 23.5
N・R.サービス	74	92	129	130	▲ 0.8

◇ 有効求人の雇用形態別状況

	全数		フルタイム常用		パート全数	
	計	前年同月比	計	前年同月比	計	前年同月比
11月	3,231	3.4	2,165	2.1	974	▲ 0.3
12月	2,768	▲ 11.9	1,833	▲ 12.4	872	▲ 14.2
1月	2,664	▲ 16.2	1,746	▲ 17.4	878	▲ 12.2

2か月連続の減少

⑤ 雇用保険受給者の状況

◇ 基本手当基本分

	11月	12月	1月	前年同月	前年同月比
受給資格決定	121	84	124	109	13.8
受給者実人員	407	392	387	417	▲ 7.2
支給金額(千円)	52,559	45,066	51,164	56,038	▲ 8.7

※受給資格決定件数は速報値であり修正があり得

③ 求職の状況

◇ 新規求職の雇用形態別状況

	全数		フルタイム常用		パート全数	
	計	前年同月比	計	前年同月比	計	前年同月比
11月	385	▲ 3.8	242	▲ 2.4	142	▲ 4.7
12月	339	▲ 21.0	206	▲ 16.3	114	▲ 24.5
1月	470	▲ 1.9	291	▲ 2.3	178	▲ 0.6

12か月連続の減少

◇ 新規求職の求職動向（一般常用）

	11月	12月	1月	構成割合	前年同月比
合 計	242	206	291	100.0	▲ 2.3
在職求職者	101	92	115	39.5%	▲ 16.1
離職者	126	108	164	56.4%	7.2
うち定年	4	2	7	2.4%	16.7
うち事業主都合	22	24	29	10.0%	▲ 19.4
うち自己都合	100	80	124	42.6%	13.8
無業者	15	6	12	4.1%	50.0

◇ 有効求職の雇用形態別状況

	全数		フルタイム常用		パート全数	
	計	前年同月比	計	前年同月比	計	前年同月比
11月	1,823	▲ 3.7	1,101	▲ 6.1	718	0.7
12月	1,694	▲ 7.2	1,005	▲ 7.4	667	▲ 5.3
1月	1,731	▲ 6.3	1,014	▲ 8.0	696	▲ 5.0

7か月連続の減少

⑥ 企業整備の状況

※1件5人以上

	11月	12月	1月	前年同月	前年同月比
件数	0	0	0	1	▲ 100.0
人員	0	0	0	17	▲ 100.0

雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置については、令和5年3月31日をもって終了します。

雇用調整助成金は令和4年12月以降は通常制度とし、一定の経過措置を講じてきたところですが、**令和5年3月31日をもって経過措置を終了します。**

令和5年4月1日以降の休業等（※）については支給要件を満たせば通常制度をご利用いただけます。主な支給要件は以下のとおりです。

（※）令和5年4月1日以降に判定基礎期間の初日がある休業等。以下同じ。

1. 生産指標の確認は、直近3か月と前年同期との比較となります。

直近3ヶ月の生産指標（売上高など）が**前年同期**と比較して**10%以上**低下していることが要件となります。起業して間もない事業主の休業など、比較可能な前年同期が無い場合は助成対象となりません。

2. 雇用量要件を満たす必要があります。

休業等を実施する事業所における雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者数の直近3か月の平均値が、前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加していないことが必要です。

3. 最後の休業等実施日から1年経過している必要があります。

コロナ特例を利用していた事業所が令和5年4月1日以降の休業等について通常制度を申請する場合、最後の休業等実施日を含む判定基礎期間末日から1年経過している必要があります。（クーリング期間要件。詳細は裏面を参照ください。） *通常制度では、対象期間終了後1年経過が必要。

4. 計画届の提出は不要です。

令和5年4月1日以降の休業等については、令和5年6月30日までの間、計画届の提出を不要とします。
*従前（コロナ前）は、休業等の実施前に計画届その他の書類の提出が必要。

5. 残業相殺は行いません。

令和5年4月1日以降の休業等については、令和5年6月30日までの間、残業相殺は行いません。
*従前（コロナ前）は、判定基礎期間中に実施した休業等の延べ日数から所定時間外労働日数の差引が必要。

6. 短時間休業の要件を緩和します。

一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象とします。
*従前（コロナ前）は、助成金の対象となる労働者全員に対し、一斉に休業を実施することが必要。

上記の他にも、コロナ特例とは異なる要件があります。対象労働者の被保険者期間など、詳細については雇用調整助成金の通常版ガイドブックをご確認ください（更新版は3月末までに公開）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

> 裏面に続く

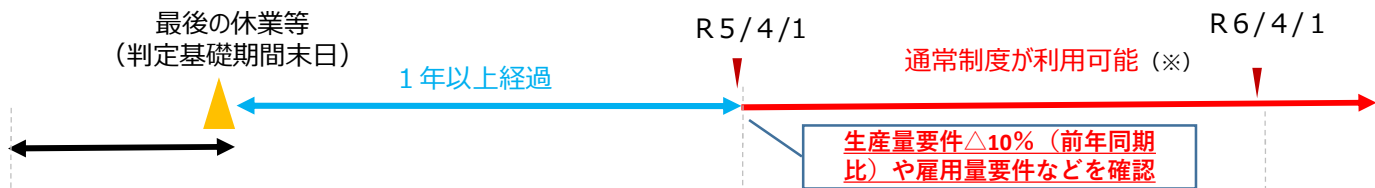
LL050317企01

コロナ特例を利用していた場合の 4月以降のクーリング制度の取り扱いについて

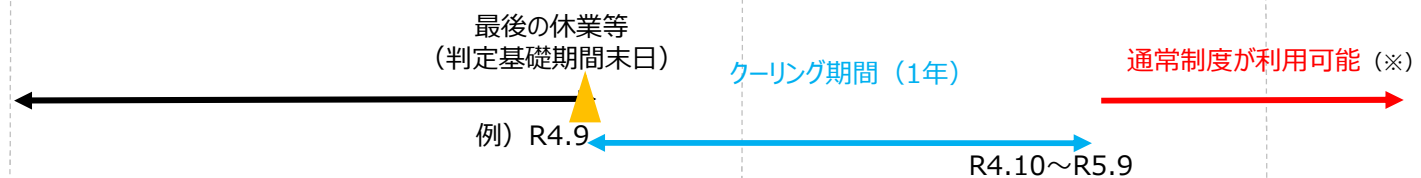
(令和5年3月31日時点で対象期間が1年に達している場合)

- 令和4年3月31日以前に最後の休業等実施日（判定基礎期間末日。雇用調整助成金の受給があるもの）がある場合、支給要件を満たせば令和5年4月1日以降の休業等について通常制度が利用できます。（図①）
- 令和4年4月から令和5年2月に最後の休業等実施日がある場合、最後の休業等実施日から1年経過後、支給要件を満たせば通常制度が利用できます。（図②）
- 令和5年3月に最後の休業等実施日がある場合、最後の休業等実施日から1年経過後、支給要件を満たせば通常制度が利用できます。（図③）

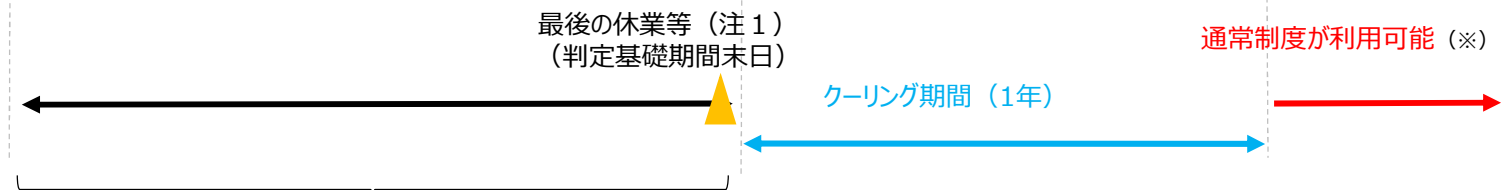
①：令和4年3月31日以前に最後の休業等実施日がある場合



②：令和4年4月から令和5年2月に最後の休業等実施日がある場合



③：令和5年3月に休業等を実施している場合



(①②③共通) R5/3/31時点で対象期間が1年以上（最初の休業等がR4/3/31以前）

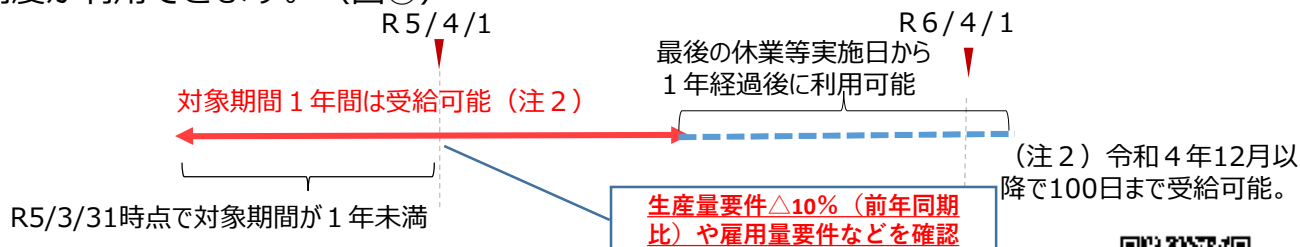
(※) 対象期間は1年間。

(注1) 対象期間の末日（R5/3/31）が判定基礎期間中にある場合は、R5/3/31が判定基礎期間の末日となります。

(令和5年3月31日時点で対象期間が1年に達していない場合)

- 支給要件を満たせば、対象期間が1年に達するまでの間、令和5年4月1日以降の休業等について通常制度が利用できます。（図④）

④



※申請様式やマニュアルはこちらに掲載しています（更新版は3月末までに公開）。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

不正受給への対応を厳格化しています

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

従業員の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

- ・不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



連絡先



不正受給の対応を
厳格化しています